

犬の飼養管理基準

はじめに

本基準は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に従い、犬の生理・生態・習性を理解し、国際的な動物福祉の原則である「5つの自由」※に基づいた飼養管理を具体化し、所有者及び占有者が果たすべき飼養動物に対する義務と責任の実質的指針とする。

※「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・負傷・病気からの自由
4. 恐怖や抑圧（不安）からの自由
5. 正常な行動を表現する自由

犬の生理・生態・習性を理解した上で、以下の犬のニーズを満すこと

1. 適切な食事・水

- 年齢や体調にあわせ、バランスの取れた食事を与える。
- ・ 食事及び水の容器は、飼養頭数分用意すること。
- ・ 糞尿の混入を防ぎ、汚染された場合はただちに交換すること。
- ・ フードの保管は、防虫・温湿度等に気を付け、消費期限内に消費すること。
- ・ 飲水量・食事量は毎日確認すること。
- ・ 飲水用器及び食器は、毎日洗浄し清潔に保つこと。
- ・ 食事及び水の容器はトイレから 50cm 以上離れた場所に設置すること。
- ・ 食事及び水の容器は寝床から 50cm 以上離れた場所に設置すること（図 1 参照）。

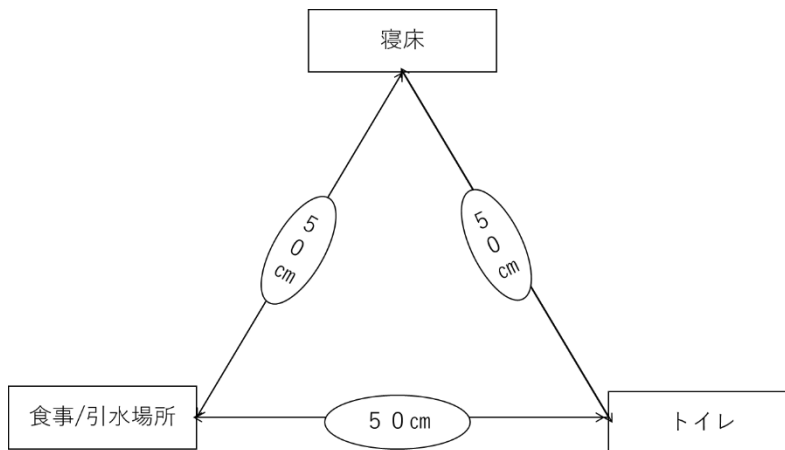


図1. 寝床、トイレ、食事/飲水場所は50 cm以上離す。

1) 飲水

- ・ 常に清潔な器に新鮮で清潔な飲み水を与えること。
- ・ 新鮮な水は犬がいつでも飲める場所に置くこと。
- ・ 目に見えて汚れている（濁っている等）場合はすぐに取り換えること。（最低 1 日 1 回取り換える）

2) 食事

- ・ 個々の年齢、体調等にあつたバランスのとれた食事を毎日必要な量を与えること。
- ・ 1 日の食事回数は年齢や体調にあわせること。
5 か月齢まで：3～4 回/日、5 か月齢以上：2 回/日
- ・ 体重（BCS2 以下：削瘦・栄養失調）や過体重（BCS4 以上：肥満）にならないよう適切な量を与えること。
- ・ 食事は 24 時間以上放置しないこと。ドライフードであっても 1 日 1 回は交換すること。
- ・ 食事を変更する場合は、体調を見ながら徐々に行なうこと。
- ・ 激しい運動の直前直後に給餌しない。
- ・ 犬にとって有害な食べ物を与えないこと。
（チョコレート、ぶどう/レーズン、ネギ類、鶏の骨、魚の硬い骨、マカデミアナッツ、トウガラシ、胡椒、キシリトール、味・塩分の濃い食べ物など）

2. 適切な環境

1) 施設の構造

- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、耐久性があり、不浸透性で掃除・消毒が容易であること。

- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、消臭及び減臭しやすい素材とすること。
- ・ 床等が水洗いできる構造の場合は、排水装置を設置し、水はけをよくすること。
- ・ 床面は滑りにくく、肉球、爪及び関節に負担のない構造とすること。
- ・ 換気は、室内全域にいきわたるように設備すること。
- ・ 温度管理ができる空調設備を設置すること。
- ・ 給湯設備を設けること。
- ・ 壁・窓・天井等は隙間がないこと。
- ・ 逸走・脱走を防ぐ構造であること。
- ・ 衛生動物及び害虫の侵入を防ぐこと。
- ・ 熱器具及びコンセント周辺からの出火を防ぐようにすること。
- ・ 炎天下、雨風を完全にしのげること。

2) 施設的环境

- ・ 快適な温湿管理
 - 温度 15.5℃～26.6℃ 湿度 30～70%
 - ※犬種や年齢等によって異なる。
 - ※短頭種は暑さに弱く熱中症に注意が必要。
 - ※ダブルコートよりシングルコートは寒さに弱いいため、冬場は 20℃～26.6℃とやや高めに設定すること。
- ・ 寒冷及び暑さから回避。
 - 寒すぎる時のサイン；小刻みに震えている、身体を丸めている、動こうとしない、飲水量低下 など
 - 暑すぎる時のサイン；冷たい場所に寝そべる、粗い呼吸、飲水量増加 など
- ・ 騒音はできる限り最小限にする。（犬の吠え声、掃除や食事の時など）
- ・ 十分な換気を行う。（1 時間 10-12 回以上）
- ・ 臭気を確認し、アンモニア濃度が 3ppm 以下であること。
 - （Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters では 2ppm 以下推奨）
- ・ 自然採光できる場所におくこと、難しい場合は自然の昼夜の長さに合わせて照明を施すこと。
- ・ 照明は自然光に出来るだけ近づけること。
- ・ 照明は概日周期に従うこと。

3) 犬舎の構造

- ・ 壊れていない。
- ・ 脱走・逸走できない。
- ・ 床材はワイヤーを使用しない。
(肉球・関節への負担防止・爪が引っかからないように)
- ・ ケージやクレート等は積み重ねない。
- ・ 災害時に壊れたり、崩れたりしないよう留意してあること。

4) 犬の保管場所の環境

- ・ 寝床と活動場所が分かれていること。
- ・ 寝床および休息場所は室内であること。
- ・ 周囲には危険物等がないこと。
- ・ ケージ、クレート等は決して積み上げないこと。
- ・ 寝床とトイレは 50cm 以上離れた場所に設置すること。

① 単独飼育の場合

a) 寝床と活動場所が別にある場合

- ✓ 寝床に継続的に収容する時間は生活時間の 50%以下とすること。
- ✓ その他の時間帯は、自由に活動場所に出られるようにすること。
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 寝床の大きさは四肢で立った時に頭が天井につかず、横になった時に足を延ばせて、方向転換ができること。
☞ 体長の 1.5 倍以上の長さで体高の 1.3 倍以上の幅が必要。
- ✓ 寝床は身を隠せる安心で安全な場所であること
- ✓ 運動は犬種に応じて 1 日 2 回以上行うこと。
- ✓ 活動場所は、安全で、逸走防止されており、1 方向 10 歩以上、歩けること、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること。

b) 1 日の大半の時間を犬舎の中で過ごす場合

- ✓ 犬舎の中に寝床、排泄場所、食事（飲水）の場所が別々にあること。（2 区画収容）
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 犬が自分の意思で自由に寝床や排泄場所を移動できること。

- ✓ 運動は犬種に応じて1日2回以上行うこと。
- ✓ 犬舎の大きさは、2区画収容した際に排泄行動ができ、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝返りがうて、食事、飲水が通常の姿勢でできる。高さは、犬が2本足で立ち上がっても頭がつかないこと。振った尾や耳が犬舎等の壁・天井に当たらない広さがあること。
- ✓ 排泄場所の面積は、犬がしゃがんだ姿勢のまま少し動くことができること。
(体長の1.5倍四方の大きさが望ましい。)
- ✓ 活動場所は、安全で、逸走防止されており、1方向10歩以上、歩けること、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりでき、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること。

② グループ飼育の場合

— グループ形成をする際に相性を見きわめ、不要な干渉を防止すること。

a) 寝床と活動場所が別にある場合

- ✓ すべての犬に対し寝床が存在すること。(寝床の数は1頭につき1つの寝床が望ましい)
- ✓ 寝床に継続的に収容する時間は生活時間の50%以下とすること。
- ✓ その他の時間帯は、自由に活動場所に出られるようにすること。
- ✓ 運動は犬種に応じて1日2回以上行うこと。
- ✓ すべての犬の寝床の大きさは立った時に頭が天井につかず、足を延ばせて、方向転換ができること。
 - 体長の1.5倍以上の長さで体高の1.3倍以上の幅が必要。
 - 上記に加えて、他の個体に触れずに横たわることができる広さを確保すること。
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 活動場所は、安全で、逸走防止されており、1方向10歩以上、歩けること、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりでき、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること。
- ✓ 望んだ時に一頭になれる空間や場所を用意すること。

b) 1日の大半の時間を犬舎の中で過ごす場合

- ✓ 犬舎の中に寝床、排泄場所、食事(飲水)の場所が別々にあること。(2区画収容)
- ✓ 犬が自分の意思で自由に寝床や排泄場所に移動できること。

- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 運動は犬種に応じて 1 日 2 回以上行うこと。
- ✓ 犬舎の大きさは、2 区画収容した際に排泄行動ができ、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝返りがうてて、食事、飲水が通常の姿勢でできる。高さは、犬が 2 本足で立ち上がっても頭、振った尾や耳が犬舎等の壁・天井に当たらない広さがあること。
- ✓ 寝床場所は、横たわってもお互いの身体が触れない面積が必要。
- ✓ 排泄場所の面積は、一番大きな犬がしゃがんだ姿勢のまま少し動くことができること。（体長の 1.5 倍四方の大きさが望ましい。）
- ✓ 望んだ時に一頭になれる空間や場所を用意すること。
- ✓ 活動場所は、安全で、逸走防止されており、1 方向 10 歩以上、歩けること。

③ 係留する場合

— 3 時間以上、監視のない状態で係留しておかないこと

- リード（係留するためのひも）は固定せず、ガイドレールに取り付けて、自由に動けることが望ましい。
- ストレスなく十分に自然な行動できる長さのリードを使用すること。
- リードが絡まったり、身体に負荷を与えることのない素材のものを選ぶこと。
- リードは噛みちぎって誤食の危険が無いよう犬の行動に注意すること。
- 長時間の係留をさけること。
- 隣接して犬を係留する場合は、不必要なストレス及び犬同士の干渉を防止すること。
- 運動は犬種に応じて 1 日 2 回以上行うこと。

5) 管理

① 清掃

- ✓ 排泄場所は常に清潔に保つこと（排泄物の除去は 1 日 2 回以上）
- ✓ 施設環境は 1 日 1 回清掃すること
- ✓ フードの保管場所は清潔に保つこと

② 管理人数

- ✓ 各施設は物理的にも、予算的にも収容能力を超えてはならない。（収容能力 = 施設の数 × ケージ数 + スタッフ数 + 業務量 + 獣医療 + α）

— 犬のグループ飼育の際、食事・掃除に必要な時間は 1 頭あたり 15 分であり、散歩等を加えると 1 頭あたり 30 分以上は必要である。

- ✓ スタッフ1名あたり犬15頭まで。
※行政視察により、適切な世話ができていないと判断された場合は、スタッフ1名あたりの飼養頭数を減らすことができる。

3. 健康管理 一 日頃から犬の様子を観察し健康維持に努める。

各施設に必ず担当獣医師を指定し、その獣医師を健康管理責任者としておくこと。

※必要な獣医療を提供すること（1年に1回健康診断を受けさせること）

- ・ 病気や傷害の際は、直ちに獣医師を受診すること。
- ・ 繁殖をさせない場合は、去勢/不妊手術を行うこと。
- ・ 定期的にグルーミング及びブラッシングを行って被毛と皮膚の健康と清潔を保つこと。
- ・ ワクチン接種等により病気の予防に努めること。
- ・ ノミダニなどの外部寄生虫や内部寄生虫の駆除と定期的な予防をすること。
- ・ 食欲や飲水量、糞尿の状態をチェックし、異常が認められたら、獣医師に相談すること。
- ・ 首輪と鑑札を装着すること。
- ・ 被毛が濡れた状態で放置しないこと。速やかに乾かすこと。
- ・ 定期的に爪切りを行うこと。
- ・ 美容目的での断尾・断耳・抜爪等は実施しないことが望ましいが、もし、実施する場合は、獣医師による十分な麻酔・疼痛管理下で適切に処置してもらうこと。
- ・ 施設収容時は、必ず予防接種及び外内部寄生虫の予防を受けること。

4. 犬の行動と社会性

- ・ 子犬の社会化期には、人や犬・猫等との良い関わりと無生物体への好奇心刺激を十分に経験させ、恐怖・不安を与えないようにすること。
- ・ 子犬が他の犬又人と交流する際は、感染症など健康上の問題に留意すること。必要に応じて、獣医師に相談すること。
- ・ 一貫性のない予測不可能な行動は、犬に混乱と苦痛を感じさせるため避けること。
- ・ 何もすることなく長時間放置しないこと。退屈感は、犬によっては短時間であっても苦痛を感じる場合もある。（独りに耐えられる時間の長さは、年齢、訓練、犬種、生活習慣等で異なる）
- ・ おもちゃ、寝床、餌入れや水入れ等、頭数分以上用意すること。
- ・ 犬に問題行動があった場合、獣医師など専門家に相談すること。
- ・ 犬に危害が及んだり、恐怖を与える可能性のある動物や人を避けること。
- ・ しつけは、怒鳴る、叩く（殴る）、チョークチェーン、ショックカラーを使うなどの体罰を用い

ないこと。αシンドローム、権勢症候群や体罰の必要な主従関係論は動物行動学では否定されている。

5. 犬の習性

- ・ 精神的・行動学的ニーズを満たすように十分な遊びを提供する。
- ・ 遊んだり噛んだりするのに安全で適切なおもちゃを与えること。
- ・ 1日2回以上の運動（散歩）をさせること。
※成犬の運動（散歩）時間の目安
 小型犬；約 30 分 中型犬；約 60 分 大型犬；約 80 分～120 分
 ジャックラッセルテリア；約 180 分
 ※犬種や年齢にあった運動（散歩）時間を与えること。
- ・ 犬の健康時の行動を理解し、行動の変化に気付いた場合、獣医師などの専門家に相談すること。
- ・ 犬に苦痛を与える又は怪我をさせるような乱暴な扱いをしないこと。

6. 繁殖に用いる場合

- 獣医師による診察を妊娠前後及び出産前後に必ず受けること。
- ・ 獣医師が作成した診察記録をつけること。
- ・ 診察記録は行政に提示を求められた場合、速やかに提出すること。

1) 繁殖制限等

- ・ 1歳未満の個体は交配させないこと。
- ・ 最終出産日から次の出産まで最低 12 か月は間隔をあけること。
- ・ 生涯の出産は 6 回以内とすること。
- ・ 帝王切開の場合は、生涯 3～4 回以内とすること。
- ・ 獣医師により、繁殖に適さないと判断された場合は、生涯繁殖回数内であっても中止させること。

2) 繁殖方法

- ・ 苦痛を伴うような行為を行ったり、強制的に交配させないこと。
- ・ 繁殖のために移動する際は、**7.輸送**を遵守すること。
- ・ 遺伝性疾患や攻撃性・不安症のある個体は繁殖させないこと。
- ・ 近親交配をさせないこと。

3) 繁殖施設 ; 2. 適切な環境に準ずる。

- ・ 産室の推奨温度は 26～28℃
- ・ 出産が近い個体は、静かで安全な環境に置くこと。
- ・ 保管場所には、隠れ場所及び産箱と活動場所があること。
- ・ 産箱の高さは、母犬が自由に入出力でき、2 週齢未満の子犬が出られない高さとする
- ・ 産箱の最小スペースは母犬の体長の四方 + 20cm の広さとする。子犬 1 頭ごとに母犬の最小スペースの 5%を増やすこと。
(例 ; 母犬最小スペース (体長 80cm + 20cm) × (体長 80cm + 20cm) = 1m², 子犬 1 頭あたり 1m² + (0.05 × 1m²) = 1.05m²)

4) 管理

- ・ 妊娠犬はできるだけ単独で飼養すること。
- ・ 適切な食事を与えること。
- ・ 妊娠中後期は、1 回で食べられる量が減るため、回数を増やすこと。
- ・ 8 週齢未満の子犬は母親・兄弟と共に適切な環境下で飼養すること。
- ・ 子犬には、ヒートマット等局所暖房器を設置すること。その際、子犬の自らの意思で自由に離れられるようにすること。
- ・ 母犬は、自らの意思で子犬から離れられるようにすること。
- ・ 母犬は、自らの意思で局所暖房器から自由に離れられるようにすること。
- ・ 子犬の体重は毎日測定し、問題あれば獣医師に相談すること。
- ・ 繁殖をしない場合は、不妊手術を実施すること。

7. 輸送

- ・ 輸送時は必ずケージ・クレート・キャリーに入れること。
- ・ 輸送はできるだけ短い時間と距離であること。
- ・ 体調の悪い個体は輸送しないこと。(動物病院への診療目的以外)
- ・ 空調のついている車内であっても動物だけで保管及び放置しないこと。
- ・ 生後 8-10 週齢は恐怖期に入り、小さな不安・恐怖も犬・(猫) の生涯に影響を与えるため注意を払うこと。
- ・ 個体に見合った車両で輸送すること。
-以下の項目に留意すること。

- ◆ 温湿度・換気：動物種にあった快適な環境を整えること。
- ◆ 食事：輸送が長くなる場合は、適時食事を提供すること。
- ◆ 給水：必要に応じて給水できるようにすること。
- ◆ 排便排尿：排便排尿の時間を設けること、車両内での排便等はすみやかに取り除くこと。
- ◆ 時間：1時間に1度の休憩を設け、動物の状態を確認すること。
- ◆ ケージ・クレート・キャリー
 - ：動物の安全を確保すると同時に自然な行動が取れるようにすること。
 - ：逸走・脱走を防止する構造とすること。
 - ：輸送中にケージが動いたり、倒れたりしないこと。

8.災害対策

- ・ 平時より災害発生時の準備をし、安全場所の確保など対応を整えること。
- ・ フード・水・ペットシート等の備蓄すること。
- ・ 頭数分のキャリー・クレートを用意すること。
- ・ 一時預かり先を探しておくこと。
- ・ やむを得ず、犬をおいて避難する場合は、動物が中にいることを施設の外側に掲示すること。その際、動物種等の簡単な情報も記載すること。
- ・ 動物の個体識別をしておくこと。マイクロチップを挿入してある場合はデータベースに登録してあることを確認しておくこと。
- ・ 脱走・逃走しないようにすること

9. 終生飼養等にかかわる責任

- ・ 繁殖等からの引退及び販売に適さない個体については、所有者及び占有者の責任として適切に終生飼養する又は新しい飼い主を見つけること。
- ・ 引退等をした個体の飼養環境等についても、行政の視察を受けること。

10.展示（ふれあい）・撮影・エンターテイメントに使用する場合

1) 展示場所の環境 ; 2. 適切な環境に準ずる。

① 幼齢個体の場合、特に以下のことを留意すること。

- ・ 4か月齢未満の子犬については、月齢及び身体の大きさ、相性をみて集団で飼養すること。

- ・ すべての展示・保管場所において、活動場所の他、自らの意思で隠れられる場所を設置すること
- ・ 6 か月齢未満の子犬はヒートマット等局所暖房器を設置すること。その際、自らの意思で暖房器具から離れられる場所を設置すること。

2) 管理

上記 1 から 10 1) の要件を満たしたうえで、以下の点に留意する。

- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしないこと。
- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある形態、演技及び芸をさせないこと。
- ・ 生き餌や餌として、意識ある脊椎動物を使用しないこと。
- ・ 幼齢動物（8 か月齢以下）をふれあいに使用しないこと。
- ・ 動物を出演させる計画や台本は、事前にその動物種について十分な知識・経験のある第三者の専門家（獣医師等）の確認を受け指示を仰ぐこと。
- ・ 撮影等で使われる動物の訓練は苦痛を与えない方法をもちいること。
- ・ 動物が使われる撮影等は全て第三者の獣医師等の立会いを受けること。
- ・ 展示・撮影目的で、鎮静剤・麻酔等を使用しないこと。
- ・ いかなる動物も闘わせないこと。
- ・

11. 登録要件

- ・ 第一種動物取扱業の登録時に指定獣医師の名前を記載すること。
- ・ 動物取扱責任者は、経験年数にかかわらず、一定時間の講義及び実習を受け、試験に受かること。

（講義・実習例：生命倫理学、動物種の生態・習性、動物福祉学、感染症・遺伝病・行動学、繁殖学、動物の扱い方、公衆衛生学、関係法規（動愛法・労働基準法等）など

・

参考資料

ドイツ：ドイツ動物保護法

犬に関する政令

英国：英国動物福祉法（Animal welfare Act 2006）

1963 年動物収容施設法

（Animal Boarding Establishments Act 1963）

1951 年ペット動物法

（Pet Animals Act 1951）

1999 年犬の繁殖および販売（福祉）に関する法律

（Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999）

犬の福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Dogs）

花火と動物（fireworks and animals）

ペット販売ライセンスのモデル遵守事項 2013

（Model Conditions for Pet Vending Licensing 2013）

犬の繁殖施設に関するライセンスのモデル遵守事項及び指針

（CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Dog Breeding Establishment）

欧州評議会（Council of Europe）

附属文書 A

実験その他科学的目的に使用される脊椎動物の保護のための欧州協定（ETS123）

動物の施設と飼育に関するガイドライン（協定第 5 条）

（APPENDIX A

OF THE EUROPEAN CONVENTION FOR THE PROTECTION OF VERTEBRATE ANIMALS

USED FOR EXPERIMENTAL AND OTHER SCIENTIFIC PURPOSES (ETS NO. 123)

GUIDELINES FOR ACCOMMODATION AND CARE OF ANIMALS (ARTICLE 5 OF THE CONVENTION)

アメリカ

Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters, The Association of Shelter Veterinarians.2010

Sheltermedicine.com.,library,resource.Facility design and Animal Housing

Dog Breeder Resource Guide, United States Department of Agriculture, Animal and Plant Health

Inspection Service, March 2019

カナダ：A Code of Practice for Canadian Kennel Operations Third edition | 2018, Canadian Veterinary Medical Association

参考文献

The Domestic Dog its evolution, behaviour and interactions with people edited by J Serpell

(Cambridge Univ Press)

Domestic Animal Behaviour and Welfare 4th edition Edited by DM Broom and AF Fraser (CAB

International)

Genetic and the social behaviour of the dogs JP Scott and JF Fuller (The Univ of Chicago Press)

Decoding your dog. By American College of Veterinary Behaviourists. Houghton Mifflin Harcourt

Publishing Company

作成・監修

公益社団法人日本動物福祉協会 学術ネットワーク

入交眞巳（米国獣医行動学専門医・学術博士）

田中亜紀（日本獣医生命科学大学助教・疫学博士）